

平成18年分公的年金等の 源泉徴収票の交付について

厚生年金および国民年金の老齢年金受給者全員に対し、その1年間の年金の支払総額、社会保険料の金額(介護保険料)、源泉徴収税額および控除内容を記載した「公的年金などの源泉徴収票」が交付されます。(社会保険庁・社会保険業務センターより1月下旬に発送)
※障害年金や遺族年金は非課税のため、源泉徴収票は送付されません。

国民年金

[問合先]
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161

確定申告について

2つ以上の年金の支払者に対して「扶養親族等申告書」を提出しているかたや、年金以外に給与などの所得があるかたなどは確定申告を行わなければなりません。

また、確定申告が義務付けられていない場合でも、源泉徴収において控除を受けることができなかったために、源泉徴収税額を納めすぎとなっているときは、その税額の還付を受けるために確定申告をすることができます。

このときの添付書類の一つとしてこの源泉徴収票が必要となります。

※確定申告が必要かどうかにつきましては、税務署などにお尋ねください。

源泉徴収票の再交付

「公的年金などの源泉徴収票」の再交付については、住所地を管轄する社会保険事務所または岐阜年金相談センターで行いますので、申請の手続きをしてください。

また、年金受給者本人、もしくは配偶者の場合は、電話による再交付の申込みができますので、「ねんきんダイヤル(0570-07-1165)」または住所地を管轄する社会保険事務所へお問い合わせください。

『受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日を除く)』

●平成18年中に亡くなられたかたの「公的年金などの源泉徴収票」は送付されませんので、再交付の申請と同様に発行手続きをしてください。

※電話による発行の申込みにつきましては、未支給請求者(亡くなられたかたの未払いになっている年金を請求されたかた)からの申請であれば受付いたします。

※平成18年中に亡くなられたかたの源泉徴収票の交付は1ヶ月程度かかります。

教育委員会
だより

「地域のネットワークで 子どもたちを守りましょう」

学校は子どもたちにとっ
て楽しく学び生き生きと活
動できる場であればなら
ず、いじめの問題の解決に
ついては大きな責任を有し
ています。

しかし、いじめは学校だ
けでは解決できないことも
あり、いじめを未然に防ぐ
ためにも、学校と家庭と地
域社会が連携・協力してい
く必要があります。
保護者は、日々の生活の
中で、子どもの小さな変化
を見逃さないようにしまし
よう。

地域の人たちも子どもた
ちに声をかけ、子どもの表
情や変化に注意し、気づい
た点を学校や関係機関に知
らせるなどのサポートを積
極的に行いましょう。

それは、虐待も同様です。
あなたの周りに、家族の
誰かにいやなことを言われ
たり、お腹がすいても食べ
るものがなかったり、叩か
れたり殴られたりして痛い
思いをしている子どもがい
るかもしれません。

虐待を受けている子ども
はサインをおくっています。
「おかしい」と感じたなら迷
わず役場の福祉健康課や県
の児童相談所に連絡してく
ださい。

また、いじめや虐待だけ
でなく、悩んだり困ったり
したことがあった場合は、
左記のような機関で相談で
きることを子どもたちに、
是非、教えてやってくださ
い。

【主な相談機関】

- いじめ相談24(岐阜県総合教育センター)
0120-740-070 24時間受付
- 青少年SOSセンター(岐阜県男女参画青少年課)
0120-247-505 24時間受付
- 子ども・家庭電話相談室(中央子ども相談センター)
0120-76-1152 月～金曜日 8時45分～21時
土曜日 8時45分～17時
- 羽島郡二町教育委員会
☎058-245-1133
月～金曜日 8時30分～17時

教育電話相談

～悩んだら気軽に電話してください～

羽島郡二町教育委員会

☎245-1133